

井戸水排出申請者に対する下水道使用料の請求遅延について

井戸水の下水道への排出申請を行った事業者に対し、「汚水排出量認定通知書」を交付し、下水道使用料を請求すべきところ、当該事務処理が行われていないことが事業者からの問い合わせにより判明しました。

請求が遅延した下水道使用料については、事業者の説明を行い、16,985,097 円全額をお納めいただきました。

事業者にご迷惑をおかけしたことについて、深くお詫びを申し上げるとともに、再発防止に向けた取り組みを徹底してまいります。

1 経緯等

平成 28 年 4 月 15 日、井戸水を使用し下水道への排出を希望する事業者から「汚水排出量認定申告書」を受領し、現地確認調査を行いました。（裏面〈参考〉参照）

しかし、事業者への「汚水排出量認定通知書」交付の事務処理を失念したため、認定が未了となっていました。

その後、事業者による井戸水の排出が行われ、本市に対し使用水量の報告書の提出があったものの、「汚水排出量認定通知書」の交付及び受領確認を行っていませんでした。

平成 29 年 4 月 12 日に事業者から問い合わせにより発覚し、以降、事業者と下水道使用料の納入時期について協議を重ね、7 月 21 日に市から納入通知を行い、8 月 31 日に、事業者から請求金額全額の納入がありました。

平成 27 年 11 月	井戸水の排出について事業者からの相談開始
28 年 4 月 15 日	事業者から「汚水排出量認定申告書」受領
7 月 29 日	「汚水排出量認定申告書」に対する汚水排出量認定の決裁 (この時点で「汚水排出量認定通知書」の交付等を失念)
29 年 4 月 12 日	事業者から「汚水排出量認定通知書」を交付されておらず、下水道使用料も請求されていない旨を受電
21 日	事業者に対し「汚水排出量認定通知書」を交付
4 月～	事業者にお詫びをするとともに、協議を開始
7 月 21 日	下水道使用料納入通知書（納期 8 月 31 日）を発送
8 月 31 日	事業者が請求金額全額を納入（納入確認日：9 月 12 日）

2 請求の遅延状況

平成 28 年 4 月分から 29 年 3 月分（1 年分） 16,985,097 円

3 発生原因

平成 28 年 7 月 29 日の汚水排出量認定の決裁後に、「汚水排出量認定通知書」の交付及び台帳への入力を担当職員が失念し、また、責任職等の担当職員以外の者が台帳への記載などを確認する仕組みになっていませんでした。

4 再発防止策

- ・平成 29 年 4 月の事実判明以降、「汚水排出量認定申告書」の受付時から複数の者による確認を義務化するとともに、文書決裁時に責任職が台帳への記載などを確認する取扱いとしました。
- ・責任職が定期的に台帳等の確認を実施することにより、事務処理遅延の防止を徹底します。

<参考>

市への井戸水排出の手続

下水道使用料は、水道水を利用し公共下水道に排出した場合のほか、井戸水や雨水等の水を利用し公共下水道に排出した場合にも徴収しています。

井戸水の利用を開始する場合には、利用者から「汚水排出量認定申告書」の提出を受け、現地調査等の確認を行った後、「汚水排出量認定通知書」を交付します。認定後は、2 か月に 1 度、使用水量の報告を受け、その使用水量に基づき下水道使用料を徴収しています。

お問い合わせ先
環境創造局経理経営課長 大越 明 Tel 045-671-2805